

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	西有家地区地域水産業再生委員会
代表者名	宮崎 竹利

再生委員会の構成員	西有家町漁業協同組合、南島原市
オブザーバー	長崎県（県南水産業普及指導センター）

※再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p>地区の範囲：西有家町 漁業の種類：延縄 5（内ガザミたもすくい網兼業 5） たこつぼ 4（内ワカメ兼業 2）、刺網 10 一本釣り 16（内ガザミたもすくい網兼業 10）、藻類養殖 1</p> <p style="text-align: right;">実人数 計 36人</p>
-------------------	--

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

本地域は、長崎県島原半島の南部に位置する南島原市の中央部に位置しており、豊かな有明海の恩恵を受け、主に一本釣り、たこつぼ漁業、刺網漁業、延縄漁業といった漁船漁業が営まれている。平成26年度は水揚量93トン・水揚金額65百万円であった。近年の水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や水産物価格の低迷、組合員の高齢化、後継者の減少等により、水揚量・水揚金額ともに減少し、漁業経営は年々厳しさを増している。

(2) その他関連する現状等

本地域が所在する南島原市は、平成18年に深江町、布津町、有家町、西有家町、北有馬町、南有馬町、口之津町、加津佐町が合併し誕生した。市内には北有馬町を除き深江町漁協、布津町漁協、有家町漁協、西有家町漁協、島原半島南部漁協（南有馬、口之津、加津佐町の漁協が平成11年に合併）の5漁協がある。平成26年度の組合員数は、83名（正52名・准31名）であり、60歳以上の組合員数は、約63%となっている。

組合員の年齢構成（西有家町漁協）							
正・准	20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
正	0	0	0	6	17	29	52
准	0	1	0	1	6	23	31
合計	0	1	0	7	23	52	83

※平成26年度業務報告書より

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

現状を踏まえ、漁業者及び漁協、市が連携して下記の取組を実施する。

① 漁業収入向上のための取組

【生産】

・漁船漁業を行っている漁業者が、ヒジキの養殖を開始する。また、ワカメ養殖を行う漁業者が増産を図る。

【高付加価値化】

- ・刺網漁業者は、漁獲している魚の鮮度保持を徹底するため、水氷での保存に努める。
- ・一本釣り漁業者は、漁獲の際のつり上げ方法や、針を飲み込んだ魚の処理方法を統一する。
- ・延縄漁業者は、漁獲したカサゴの鮮度保持を徹底するため、水氷を使用する。
- ・タコツボ漁業者は、漁獲したタコが小型であった場合は、再放流を実施する。

【資源管理】

- ・カサゴの資源保護のため自主規制を厳守する。
- ・延縄及び一本釣りをを行う漁業者は、ガザミをタモすくいで漁獲しているが、小型ガザミの再放流や、禁漁期間の厳守など、資源管理を徹底する。
- ・たこつぼ漁業者は、資源保護のため自主規制を厳守する。

【後継者対策】

・国及び市の就業支援事業の活用や、漁業就業者フェアへの出展などの取組を行い、新規就業者を積極的に募集し、後継者の育成を図る。

② 漁業コスト削減のための取組

- ・船底清掃や減速航行及びエンジン機器等のメンテナンスを実施する。

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

たもすくい網漁業で漁獲されるガザミについては、日本海・九州西広域漁業調整員会指示によりガザミの産卵期である6月の半月間において禁漁措置をされており資源保護がなされている。

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容 (毎年ごとに数値目標とともに記載)

1年目 (平成28年度)

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組を実施し、基準年より漁業収入を4.6%向上させる。</p> <p>【生産】 ヒジキ養殖：たこつぼ漁業等を行う漁業者8名で、新たにヒジキ養殖に取り組む。 ワカメ養殖：現在養殖している3名が増産に取り組む。</p> <p>【刺網漁業】 刺網漁業で多く漁獲されているマダイ、メイタガレイ、マゴチ、カワハギなどは、ほとんどが活魚として出荷されている。しかし、活魚状態を保てない魚は鮮魚としての出荷となるが、活魚での出荷を主に行うため、漁業者は水氷など鮮度保持の準備を行って出漁していない。その結果、鮮度維持ができず、漁獲直後に水氷を使用し生き締めを行った場合と比較すると、魚価に差が出ている。 今後は全ての刺網漁業者が、出漁時には氷、タンクを準備し水氷の使用による鮮度保持に努め、魚価の向上を目指す。 このため、漁協は漁業者に対して状況の聞き取り等を行うとともに、魚価の調査を開始する。</p> <p>【一本釣り漁業】 一本釣り漁業で漁獲されるトラフグは、釣り上げの際に脱落するおそれがあるため、「かけ針」を使用することがある。「かけ針」の使用は釣り上げた際には魚体表面への影響はほとんど見えず、安定して釣り上げ出来る方法であると考えられていたが、調理する際には、魚の身の部分にその傷が残るだけでなく、その周囲も変色が見られるなど、顧客からクレームが発生し、魚価に影響が出ている。 そのため、漁協は品質の低下を防ぎ安定した魚価を維持するため、「かけ針」を使用することによる魚体への影響を調査し、その結果を漁業者に周知して、「たも網」の使用を指導する。また漁業者は、「たも網」にて釣り上げを行う際の、問題点や取組方法の検討を行う。</p> <p>【延縄漁業】 延縄漁業で多く漁獲されるカサゴ（アラカブ）は、鮮魚出荷であるが、漁獲から漁協への水揚げまでに鮮度が低下し、魚価安となる場合がある。漁獲後すぐに水氷を使用し生き締めを行った場合とでは、魚価に差が出ているため、漁協は魚価に対する鮮度保持効果の調査を行うとともに、漁業者に対しても魚価への影響について周知する。また、鮮度維持に必要な水氷の使用方法等について、漁業者及び漁協は協議を始める。</p> <p>また、カサゴについては、針を奥まで飲み込んでいる場合が多々あり、鮮度が低下するため、針を抜くことが出来ない場合がある。その際は、調理時の怪我等防止のため針を飲み込んでいることが分かるように糸を長めに残して切断する必要があるが、「見栄え」が悪く、根元で切断する漁業者も多い。このため、漁協は長めに糸を残すことで、消費者への注意喚起となることを漁業者へ周知して、取組を指導する。</p> <p>【たこつぼ漁業】 たこつぼ漁業及び一本釣り漁業で漁獲されているたこについては、例年5月頃には300g程度の小型のタコが多く漁獲され、単価が非常に安くなる。 小型タコを再放流し、大型に成長したたこを漁獲することで、所得の向上を図る取組を実施するため、再放流の基準サイズや時期、実施の区域などを漁業者及び漁協は協議する。</p> <p>【漁場保全】 漁業者及び漁協が構成員である「西有家地区環境保全活動組織」が、補助事業を活用して実施する、藻場や干潟の保全活動や資源管理の活動に、漁業者及び漁協は積極的に取り組む。また、県が行う水産環境整備に協力し、底性生物の生息環境の改善を図るため、海底耕うんを行う。</p>
--------------	---

	<p>【資源保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の取組を漁業者が確実に実施する。 <p>一本釣り及び延縄漁業者は、カサゴ資源保護のため、有明海南部地区漁業者検討会で取り決めた、1月～3月の産卵期における操業の自主規制（保護区域の設定）を継続して実施する。</p> <p>ガザミたもすくい網漁業は、延縄及び一本釣りを行う漁業者が5月中旬から9月頃まで操業している。漁業者はガザミ資源を保護するため、広域漁業調整委員会指示による禁止期間（6月1日～15日）と県内有明海における自主ルールである小型ガザミの保護（13cm以下の採捕禁止）の厳守を徹底する。</p> <p>たこつぼ漁業については、操業期間が4月1日～9月30日までであるが、8月中旬以降のマダコは産卵期に入り、9月以降に漁獲される殆どが産卵ダコとなる。産卵ダコの保護を行うことによる資源保護に努めるため、たこつぼ漁業者は自主的に操業期間を9月17日で終え13日間短縮する取り組みを、継続して実施する。</p> <p>【後継者対策】</p> <p>漁業者及び漁協は、漁業就業者支援フェアへの出展や国及び県の就業者支援事業を活用するなどして、新規就業者を募集する取組を随時実施し、後継者の育成を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組を行う事により、基準年より8.6%の経費削減を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は、燃費向上のため船底清掃を実施する。 ・全漁業者は、減速航行によりエンジン回転数を抑えて、燃費向上を図る。 ・全漁業者は、エンジン機器等のメンテナンスを実施する。
<p>活用する支援措置等</p>	<p>漁業経営セーフティネット構築事業 水産多面的機能発揮対策事業</p>

2年目（平成29年度）

	<p>以下の取組を実施し、基準年より漁業収入を7.4%向上させる。</p> <p>【生産】</p> <p>ヒジキ養殖：たこつぼ漁業等を行う漁業者8名で、ヒジキ養殖の増産に取り組む。 ワカメ養殖：現在養殖している3名が増産に取り組む。</p> <p>【刺網漁業】</p> <p>刺網漁業で多く漁獲されているマダイ、メイタガレイ、マゴチ、カワハギなどは、ほとんどが活魚として出荷されている。しかし、活魚状態を保てない魚は鮮魚としての出荷となるが、活魚での出荷を主に行うため、漁業者は水氷など鮮度保持の準備を行って出漁していない。その結果、鮮度維持ができず、漁獲直後に水氷を使用し生き締めを行った場合と比較すると、魚価に差が出ている。 今後は全ての刺網漁業者が、出漁時には氷、タンクを準備し水氷の使用による鮮度保持に努め、魚価の向上を目指す。 このため、漁協は漁業者から聞き取りを行った作業状況を検討するとともに、漁業者と協議を行う。</p> <p>【一本釣り漁業】</p> <p>一本釣り漁業で漁獲されるトラフグは、釣り上げの際に脱落するおそれがあるため、「かけ針」を使用することがある。「かけ針」の使用は釣り上げた際には魚体表面への影響はほとんど見えず、安定して釣り上げ出来る方法であると考えられていたが、調理する際には、魚の身の部分にその傷が残るだけでなく、その周囲も変色が見られるなど、顧客からクレームが発生し、魚価に影響が出ている。 そのため、漁協は品質の低下を防ぎ安定した魚価を維持するため、「かけ針」を使用することによる魚体への影響を、漁業者に周知して、「たも網」の使用を指導する。また漁業者は、「たも網」にて釣り上げを行う取り組みを実施する際の、問題点を検討し取組方法を統一するための協議を行う。</p>
--	---

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>【延縄漁業】 延縄漁業で多く漁獲されるカサゴ（アラカブ）は、鮮魚出荷であるが、漁獲から漁協への水揚げまでに鮮度が低下し、魚価安となる場合がある。漁獲後すぐに水氷を使用し生き締めを行った場合とでは、魚価に差が出ているため、漁協は鮮度保持を行った場合の単価向上について、漁業者へ周知して積極的な取組を指導する。また、漁業者及び漁協は水氷の使用や生き絞めの方法など、カサゴの鮮度維持に最適な手順や方法の協議を行う。</p> <p>また、カサゴについては、針を奥まで飲み込んでいる場合が多々あり、鮮度が低下するため、針を抜くことが出来ない場合がある。その際は、調理時の怪我等防止のため針を飲み込んでいることが分かるように糸を長めに残して切断する必要があるが、「見栄え」が悪く、根元で切断する漁業者も多い。このため、漁協は長めに糸を残すことで、消費者への注意喚起となることを漁業者へ周知して、取組を指導する。</p> <p>【たこつぼ漁業】 たこつぼ漁業及び一本釣り漁業で漁獲されているたこについては、例年5月頃には300g程度の小型のタコが多く漁獲され、単価が非常に安くなる。小型タコを再放流し、大型に成長したたこを漁獲することで、所得の向上を図る取組を実施するため、漁業者及び漁協は協議して、実施期間やサイズを決定する。</p> <p>【漁場保全】 漁業者及び漁協が構成員である「西有家地区環境保全活動組織」が、補助事業を活用して実施する、藻場や干潟の保全活動や資源管理の活動に、漁業者及び漁協は積極的に取り組む。また、県が行う水産環境整備に協力し、底性生物の生息環境の改善を図るため、海底耕うんを行う。</p> <p>【資源保護】 ・以下の取組を漁業者が確実に実施する。 一本釣り及び延縄漁業者は、カサゴ資源保護のため、有明海南部地区漁業者検討会で取り決めた、1月～3月の産卵期における操業の自主規制（保護区域の設定）を継続して実施する。</p> <p>ガザミたもすくい網漁業は、延縄及び一本釣りを行う漁業者が5月中旬から9月頃まで操業している。漁業者はガザミ資源を保護するため、広域漁業調整委員会指示による禁止期間（6月1日～15日）と県内有明海における自主ルールである小型ガザミの保護（13cm以下の採捕禁止）の厳守を徹底する。</p> <p>たこつぼ漁業については、操業期間が4月1日～9月30日までであるが、8月中旬以降のマダコは産卵期に入り、9月以降に漁獲される殆どが産卵ダコとなる。産卵ダコの保護を行うことによる資源保護に努めるため、たこつぼ漁業者は自主的に操業期間を9月17日で終え13日間短縮する取り組みを、継続して実施する。</p> <p>【後継者対策】 漁業者及び漁協は、漁業就業者支援フェアへの出展や国及び県の就業者支援事業を活用するなどして、新規就業者を募集する取組を随時実施し、後継者の育成を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組を行う事により、基準年より8.6%の経費削減を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は、燃費向上のため船底清掃を実施する。 ・全漁業者は、減速航行によりエンジン回転数を抑えて、燃費向上を図る。 ・全漁業者は、エンジン機器等のメンテナンスを実施する。
<p>活用する支援措置等</p>	<p>漁業経営セーフティーネット構築事業 水産多面的機能発揮対策事業</p>

3年目（平成30年度）

	<p>以下の取組を実施し、基準年より漁業収入を12.9%向上させる。</p> <p>【生産】 ヒジキ養殖：たこつぼ漁業等を行う漁業者8名で、ヒジキ養殖の増産に取り組む。 ワカメ養殖：現在養殖している3名が増産に取り組む。</p>
--	---

【刺網漁業】

刺網漁業で多く漁獲されているマダイ、メイタガレイ、マゴチ、カワハギなどは、ほとんどが活魚として出荷されている。しかし、活魚状態を保てない魚は鮮魚としての出荷となるが、活魚での出荷を主に行うため、漁業者は水氷など鮮度保持の準備を行って出漁していない。その結果、鮮度維持ができず、漁獲直後に水氷を使用し生き締めを行った場合と比較すると、魚価に差が出ている。

今後は全ての刺網漁業者が、出漁時には氷、タンクを準備し水氷の使用による鮮度保持に努め、魚価の向上を目指す。

このため、漁業者及び漁協は作業内容を検討の上、マニュアル化を目指す。また、漁協は漁業者に対して生き締めや水氷の使用方法を周知する。

【一本釣り漁業】

一本釣り漁業で漁獲されるトラフグは、釣り上げの際に脱落するおそれがあるため、「かけ針」を使用することがある。「かけ針」の使用は釣り上げた際には魚体表面への影響はほとんど見えず、安定して釣り上げ出来る方法であると考えられていたが、調理する際には、魚の身の部分にその傷が残るだけでなく、その周囲も変色が見られるなど、顧客からクレームが発生し、魚価に影響が出ている。

そのため、漁協は品質の低下を防ぎ安定した魚価を維持するため、「たも網」で釣り上げることを指導するとともに、漁業者と取組方法を統一するための協議を進める。

【延縄漁業】

延縄漁業で多く漁獲されるカサゴ（アラカブ）は、鮮魚出荷であるが、漁獲から漁協への水揚げまでに鮮度が低下し、魚価安となる場合がある。漁獲後すぐに水氷を使用し生き締めを行った場合とでは、魚価に差が出ているため、漁協は鮮度保持を行った場合の単価向上について、漁業者へ周知して積極的な取組の指導を継続して行う。また、漁業者及び漁協は水氷の使用や生き絞めの方法など、カサゴの鮮度維持に最適な手順や方法を決定し、マニュアルの作成を行い統一した作業を行う事に努める。

また、カサゴについては、針を奥まで飲み込んでいる場合が多々あり、鮮度が低下するため、針を抜くことが出来ない場合がある。その際は、調理時の怪我等防止のため針を飲み込んでいることが分かるように糸を長めに残して切断する必要があるが、「見栄え」が悪く、根元で切断する漁業者も多い。このため、漁協は長めに糸を残すことで、消費者への注意喚起となることを漁業者へ周知して、取組を指導する。

【たこつぼ漁業】

たこつぼ漁業及び一本釣り漁業で漁獲されているたこについては、例年5月頃に300g程度の小型のタコが多く漁獲され、単価が非常に安くなる。

漁業者は小型タコを再放流し、大型に成長したたこを漁獲することで、所得の向上を図る取組を実施する。操業期間の終了後、漁業者及び漁協は、次年度に向けて、基準サイズや時期等の見直しを行う。

【漁場保全】

漁業者及び漁協が構成員である「西有家地区環境保全活動組織」が、補助事業を活用して実施する、藻場や干潟の保全活動や資源管理の活動に、漁業者及び漁協は積極的に取り組む。また、県が行う水産環境整備に協力し、底性生物の生息環境の改善を図るため、海底耕うんを行う。

【資源保護】

・以下の取組を漁業者が確実に実施する。

一本釣り及び延縄漁業者は、カサゴ資源保護のため、有明海南部地区漁業者検討会で取り決めた、1月～3月の産卵期における操業の自主規制（保護区域の設定）を継続して実施する。

ガザミたもすくい網漁業は、延縄及び一本釣りをを行う漁業者が5月中旬から9月頃まで操業している。漁業者はガザミ資源を保護するため、広域漁業調整委員会指示による禁止期間（6月1日～15日）と県内有明海における自主ルールである小型ガザミの保護（13cm以下の採捕禁止）の厳守を徹底する。

	<p>たこつぼ漁業については、操業期間が4月1日～9月30日までであるが、8月中旬以降のマダコは産卵期に入り、9月以降に漁獲される殆どが産卵ダコとなる。産卵ダコの保護を行うことによる資源保護に努めるため、たこつぼ漁業者は自主的に操業期間を9月17日で終え13日間短縮する取り組みを、継続して実施する。</p> <p>【後継者対策】 漁業者及び漁協は、漁業就業者支援フェアへの出展や国及び県の就業者支援事業を活用するなどして、新規就業者を募集する取組を随時実施し、後継者の育成を図る。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組を行う事により、基準年より8.6%の経費削減を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は、燃費向上のため船底清掃を実施する。 ・全漁業者は、減速航行によりエンジン回転数を抑えて、燃費向上を図る。 ・全漁業者は、エンジン機器等のメンテナンスを実施する。
活用する支援措置等	<p>漁業経営セーフティーネット構築事業 水産多面的機能発揮対策事業</p>

4年目（平成31年度）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組を実施し、基準年より漁業収入を12.9%向上させる。</p> <p>【生産】 ヒジキ養殖：たこつぼ漁業等を行う漁業者8名で、ヒジキ養殖の増産に取組む。 ワカメ養殖：現在養殖している3名が増産に取組む。</p> <p>【刺網漁業】 刺網漁業で多く漁獲されているマダイ、メイタガレイ、マゴチ、カワハギなどは、ほとんどが活魚として出荷されている。しかし、活魚状態を保てない魚は鮮魚としての出荷となるが、活魚での出荷を主に行うため、漁業者は水氷など鮮度保持の準備を行って出漁していない。その結果、鮮度維持ができず、漁獲直後に水氷を使用し生き締めを行った場合と比較すると、魚価に差が出ている。 今後は全ての刺網漁業者が、出漁時には氷、タンクを準備し水氷の使用による鮮度保持に努め、魚価の向上を目指す。 このため、漁協は漁業者との協議結果をふまえ、生き締めを行う魚の基準や作業方法を決定し、漁業者へ周知して取組を指導する。漁業者は生き締めの方法や水氷の使用について、魚に合った方法の検討を行う。</p> <p>【一本釣り漁業】 一本釣り漁業で漁獲されるトラフグは、釣り上げの際に脱落するおそれがあるため、「かけ針」を使用することがある。「かけ針」の使用は釣り上げた際には魚体表面への影響はほとんど見えず、安定して釣り上げ出来る方法であると考えられていたが、調理する際には、魚の身の部分にその傷が残るだけでなく、その周囲も変色が見られるなど、顧客からクレームが発生し、魚価に影響が出ている。 そのため、漁業者は品質の低下を防ぎ安定した魚価を維持するため、「たも網」で釣り上げを行う。また、その取組方法の統一を図るため、漁業者及び漁協は取組方法の基準を設定し厳守する。</p> <p>【延縄漁業】 延縄漁業で多く漁獲されるカサゴ（アラカブ）は、鮮魚出荷であるが、漁獲から漁協への水揚げまでに鮮度が低下し、魚価安となる場合がある。漁獲後すぐに水氷を使用し生き締めを行った場合とでは、魚価に差が出ているため、漁協は鮮度保持を行った場合の単価向上について、漁業者へ周知して積極的な取組の指導を継続して行う。また、漁業者は作成したマニュアルに沿って鮮度保持を行うが、作業内容についての問題点等は、随時協議を行いながら、効率化を図り継続して取り組む。</p> <p>また、カサゴについては、針を奥まで飲み込んでいる場合が多々あり、鮮度が低下するため、針を抜くことが出来ない場合がある。その際は、調理時の怪我等防止のため針を飲み込んでいることが分かるように糸を長めに残して切断する必要があるが、「見栄え」が悪く、根元で切断する漁業者も多い。このため、漁協は長めに糸を残すことで、消費者への注意喚起となることを漁業者へ周知して、取組を指導する。</p>
--------------	---

	<p>【たこつぼ漁業】 たこつぼ漁業及び一本釣り漁業で漁獲されているたこについては、例年5月頃には300g程度の小型のタコが多く漁獲され、単価が非常に安くなる。このため、漁業者は小型タコを再放流し、大型に成長したタコを漁獲することで、所得の向上を図る取組を継続して実施する。操業期間の終了後、漁業者及び漁協は、次年度に向けて、基準サイズや時期等の見直しを行う。</p> <p>【漁場保全】 漁業者及び漁協が構成員である「西有家地区環境保全活動組織」が、補助事業を活用して実施する、藻場や干潟の保全活動や資源管理の活動に、漁業者及び漁協は積極的に取り組む。また、県が行う水産環境整備に協力し、底性生物の生息環境の改善を図るため、海底耕うんを行う。</p> <p>【資源保護】 ・以下の取組を漁業者が確実に実施する。 一本釣り及び延縄漁業者は、カサゴ資源保護のため、有明海南部地区漁業者検討会で取り決めた、1月～3月の産卵期における操業の自主規制（保護区域の設定）を継続して実施する。</p> <p>ガザミたもすくい網漁業は、延縄及び一本釣りを行う漁業者が5月中旬から9月頃まで操業している。漁業者はガザミ資源を保護するため、広域漁業調整委員会指示による禁止期間（6月1日～15日）と県内有明海における自主ルールである小型ガザミの保護（13cm以下の採捕禁止）の厳守を徹底する。</p> <p>たこつぼ漁業については、操業期間が4月1日～9月30日までであるが、8月中旬以降のマダコは産卵期に入り、9月以降に漁獲される殆どが産卵タコとなる。産卵タコの保護を行うことによる資源保護に努めるため、たこつぼ漁業者は自主的に操業期間を9月17日で終え13日間短縮する取り組みを、継続して実施する。</p> <p>【後継者対策】 漁業者及び漁協は、漁業就業者支援フェアへの出展や国及び県の就業者支援事業を活用するなどして、新規就業者を募集する取組を随時実施し、後継者の育成を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組を行う事により、基準年より8.6%の経費削減を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は、燃費向上のため船底清掃を実施する。 ・全漁業者は、減速航行によりエンジン回転数を抑えて、燃費向上を図る。 ・全漁業者は、エンジン機器等のメンテナンスを実施する。
<p>活用する支援措置等</p>	<p>漁業経営セーフティーネット構築事業 水産多面的機能発揮対策事業</p>

5年目（平成32年度）

	<p>以下の取組を実施し、基準年より漁業収入を12.9%向上させる。</p> <p>【生産】 ヒジキ養殖：たこつぼ漁業等を行う漁業者8名で、ヒジキ養殖の増産に取り組む。 ワカメ養殖：現在養殖している3名が増産に取り組む。</p> <p>【刺網漁業】 刺網漁業で多く漁獲されているマダイ、メイタガレイ、マゴチ、カワハギなどは、ほとんどが活魚として出荷されている。しかし、活魚状態を保てない魚は鮮魚としての出荷となるが、活魚での出荷を主に行うため、漁業者は水氷など鮮度保持の準備を行って出漁していない。その結果、鮮度維持ができず、漁獲直後に水氷を使用し生き締めを行った場合と比較すると、魚価に差が出ている。 今後は全ての刺網漁業者が、出漁時には氷、タンクを準備し水氷の使用による鮮度保持に努め、魚価の向上を目指す。 このため、漁協及び漁業者は、決定した作業方法による鮮度保持を実施するとともに、作業の見直しを随時行う。</p>
--	---

【一本釣り漁業】

一本釣り漁業で漁獲されるトラフグは、釣り上げの際に脱落するおそれがあるため、「かけ針」を使用することがある。「かけ針」の使用は釣り上げた際には魚体表面への影響はほとんど見えず、安定して釣り上げ出来る方法であると考えられていたが、調理する際には、魚の身の部分にその傷が残るだけでなく、その周囲も変色が見られるなど、顧客からクレームが発生し、魚価に影響が出ている。

そのため、漁業者は品質の低下を防ぎ安定した魚価を維持するため、「たも網」で釣り上げを行う。そのため、漁業者及び漁協で設定した基準を厳守するとともに、必要な改善点等は随時協議を行い、「たも網」使用により作業速度を低下させない作業方法の検討を行う。

【延縄漁業】

延縄漁業で多く漁獲されるカサゴ（アラカブ）は、鮮魚出荷であるが、漁獲から漁協への水揚げまでに鮮度が低下し、魚価安となる場合がある。漁獲後すぐに水氷を使用し生き締めを行った場合とでは、魚価に差が出ているため、漁協は鮮度保持を行った場合の単価向上について、漁業者へ周知して積極的な取組の指導を継続して行う。また、漁業者は作成したマニュアルに沿って鮮度保持を行うが、作業内容についての問題点等は、随時協議を行いながら、効率化を図り継続して取り組む。

また、カサゴについては、針を奥まで飲み込んでいる場合が多々あり、鮮度が低下するため、針を抜くことが出来ない場合がある。その際は、調理時の怪我等防止のため針を飲み込んでいることが分かるように糸を長めに残して切断する必要があるが、「見栄え」が悪く、根元で切断する漁業者も多い。このため、漁協は長めに糸を残すことで、消費者への注意喚起となることを漁業者へ周知して、取組を指導する。

【たこつぼ漁業】

たこつぼ漁業及び一本釣り漁業で漁獲されているたこについては、例年5月頃には300g程度の小型のタコが多く漁獲され、単価が非常に安くなる。漁業者は小型タコを再放流し、大型に成長したタコを漁獲することで、所得の向上を図る取組を継続して実施する。操業期間の終了後、漁業者及び漁協は、次年度に向けて、基準サイズや時期等の見直しを行う。

【漁場保全】

漁業者及び漁協が構成員である「西有家地区環境保全活動組織」が、補助事業を活用して実施する、藻場や干潟の保全活動や資源管理の活動に、漁業者及び漁協は積極的に取り組む。また、県が行う水産環境整備に協力し、底性生物の生息環境の改善を図るため、海底耕うんを行う。

【資源保護】

・以下の取組を漁業者が確実に実施する。
一本釣り及び延縄漁業者は、カサゴ資源保護のため、有明海南部地区漁業者検討会で取り決めた、1月～3月の産卵期における操業の自主規制（保護区域の設定）を継続して実施する。

ガザミたもすくい網漁業は、延縄及び一本釣りを行う漁業者が5月中旬から9月頃まで操業している。漁業者はガザミ資源を保護するため、広域漁業調整委員会指示による禁止期間（6月1日～15日）と県内有明海における自主ルールである小型ガザミの保護（13cm以下の採捕禁止）の厳守を徹底する。

たこつぼ漁業については、操業期間が4月1日～9月30日までであるが、8月中旬以降のマダコは産卵期に入り、9月以降に漁獲される殆どが産卵ダコとなる。産卵ダコの保護を行うことによる資源保護に努めるため、たこつぼ漁業者は自主的に操業期間を9月17日で終え13日間短縮する取り組みを、継続して実施する。

【後継者対策】

漁業者及び漁協は、漁業就業者支援フェアへの出展や国及び県の就業者支援事業を活用するなどして、新規就業者を募集する取組を随時実施し、後継者の育成を図る。

漁業コスト削減のための取組	以下の取組を行う事により、基準年より8.6%の経費削減を実現する。 <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は、燃費向上のため船底清掃を実施する。 ・全漁業者は、減速航行によりエンジン回転数を抑えて、燃費向上を図る。 ・全漁業者は、エンジン機器等のメンテナンスを実施する。
活用する支援措置等	漁業経営セーフティーネット構築事業 水産多面的機能発揮対策事業

(4) 関係機関との連携

再生委員会事務局である西有家町漁協を中心に、再生員会のメンバーである南島原市と連携し所得向上のための取組を実施するとともに取組の成果についての検証等をおこなう。また、必要に応じオブザーバーである長崎県と連携しながら取組を推進する。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上	以上	基準年	平成	年度	漁業所得	千円
		目標年	平成	年度	漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及び妥当性

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業経営セーフティーネット構築事業	燃油高騰に備えることにより、漁業経営の安定を図る。
水産多面的機能発揮対策事業	藻場・干潟の漁場環境の改善を図る。

※ 関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※ 具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。